

官報

号外

平成十二年三月二十四日

○第四百四十七回 衆議院會議録 第十五号

平成十二年三月二十四日(金曜日)

議事日程 第十三号

平成十二年三月二十四日

午後一時開議

第一 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外八名提出)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務

する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出)

郵便貯金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案、日程第二、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長松岡利勝君。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案及び同報告書
農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(松岡利勝君登壇)

○松岡利勝君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、青年等の就農促進を図るため、就農支援資金に農業経営を開始するのに必要な資金を追加し、当該資金について、都道府県青年農業者等育成センターのほか農業協同組合、銀行等が貸し付けることができるようにするとともに、農業協同組合、銀行等から貸し付けられる就農支援資金を農業信用基金協会が行う債務保証の対象とする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、二月十日提出され、三月三日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、三月八日玉沢農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十三日政府に対する質疑を行いました。

質疑終了後、日本共産党から、就農準備のための研修等に必要な就農支援資金の償還免除等を内容とする修正案が提出され、内閣の意見を聴取し、採決いたしましたところ、修正案は否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。次に、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案について申し上げます。

本案は、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法に基づく研究開発の実施の状況等にかんがみ、同法を平成十二年三月三十一日をもって廃止するとともに、これに伴う所要の規定を整備するものであります。

本案は、去る三月二十一日参議院から送付され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、昨二十三日玉沢農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、政府に対する質疑を行いました。

質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○野田聖子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

太田誠一君外八名提出、株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 野田聖子君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外八名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長武部勤君。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(武部勤君登壇)

○武部勤君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、公開会社について、資本準備金をもってする自己株式の消却を行うことができる期間を、二年間延長し、平成十四年三月三十一日までとするものであります。

本案は、去る二十一日太田誠一君外八名から提出され、翌二十二日本委員会に付託されたものであります。

委員会においては、本日提出者太田誠一君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○野田聖子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 野田聖子君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長井奥貞雄君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(井奥貞雄君登壇)

○井奥貞雄君 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、
第一に、ナイジェリアの首都機能移転に伴い、在ナイジェリア日本国大使館をラゴスからアブジャに移転すること、
第二に、在エジプトサハラハリススク日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること、
第三に、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修員手当の額を改定すること
を内容とするものであります。

本案は、去る三月二十一日外務委員会に付託され、二十二日河野外務大臣から提案理由の説明を聴取し、本二十四日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○野田聖子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 野田聖子君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案、平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長江口一雄君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔江口一雄君登壇〕

○江口一雄君 ただいま議題となりました二法案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて平成十二年四月分からそれぞれ引き上げようとするものであります。

次に、平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、現下の経済情勢にかんがみ、平成十二年度において特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等について、物価の変動に応じた年金の額等の改定の措置を講じないこととするものであります。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案については去る三月十四日、平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特

例に関する法律案については去る三月二十二日付託となり、本日の委員会において、両案について、丹羽厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

郵便貯金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、郵便貯金法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。郵政大臣八代英太君。

〔國務大臣八代英太君登壇〕

○國務大臣(八代英太君) ただいま議題となりました郵便貯金法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、中央省庁等改革基本法第三十三条第二項の規定に基づき、郵便貯金または郵便振替として受け入れた資金の全額を自主運用とするために必要な措置を講じ、また、財政投融資制度の改革に伴い、簡易生命保険特別会計の積立金の

運用について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

郵便貯金または郵便振替として受け入れた資金の全額を自主運用とするために必要な措置を講ずることとし、郵便貯金資金の設置及びその運用範囲、運用計画の策定等について定めるとともに、郵便振替資金の設置及びその運用範囲を定めるほか、簡易生命保険特別会計の積立金の運用範囲の見直しを行う等の措置を講ずることとしたしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十三年四月一日としたしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。よろしく御願い申し上げます。(拍手)

郵便貯金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。小沢鋭仁君。

〔小沢鋭仁君登壇〕

○小沢鋭仁君 私は、民主党を代表し、ただいま議題となりました郵便貯金法等の一部を改正する法律案に対する質疑を行います。

二〇〇一年四月、規模三百数十兆円、世界最大の投資機関が誕生いたします。総資産百四十五兆円のみならずグループ、ドイツ銀行、ドレスナー銀行のグループが百三十四兆円、シティグループが七十七兆円、こう比較してみますと、その巨大

さに改めて驚かされます。その機関が市場を通じて運用を開始するのです。もちろん、四月から直ちにその資金がすべて市場に入るわけではないことは十分承知しておりますが、この制度のもとではいずれそのような運用が行われるわけで、その場合にも十分対応できるようにしておくべきことは、当然のことだと考えます。

そうした観点に立ち、以下の質問を行います。冒頭に、そもそも財政投融資制度はいかなる問題があつて改革の必要が生じたのかを伺わなければなりません。

特殊法人等は財政投融資資金を安易に要求し、審査も甘くなるなど、財政規律が緩み、結果として財政投融資の規模の肥大化を招いてまいりました。また、政策コストを十分に分析しないままに融資という手法が用いられ、結果として後年度の負担の増大も招いてきました。預託金利は、十年利付国債の表面利率を基準としながらも、特に年金財政に配慮して表面利率に一定の上乗せをした設定となつてゐるため、預託金利と同一水準に設定されている財政投融資の貸付金利はその分だけ割高となり、各機関における調達コストが引き上げられ、場合によっては、各機関に対する一般会計からの補給金等が増加することにもなつてきました。

そもそも、郵便貯金や年金といった性格の異なる資金を資金運用部特別会計に集め、同一の金利を付すことは矛盾がある等の批判もかねてからありました。今回の改革で、それらの問題は完全に解消されるのでしょうか。私は大きな疑問を感じざるを得ません。

公庫、公団などの財投機関が、必要な資金を、

みずから財投機関債を発行し市場を通じて資金調達するという方法が、その解決策として考えられてまいりました。しかしながら、同時に、第二の国債と呼ばれる財投債を通じて大半は調達され、独自調達はいく一部にとどまるのではないのでしょうか。市場の選別による財投、政府系機関のスリム化という当初の理念とはほど遠いものになつてゐる、問題点が手つかずのまま引き継がれるのではないかと危惧いたします。大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

大蔵、郵政、厚生三省は、財政融資資金特別会計の発行する財投債を、経過措置として、おおむね二分の一程度まで郵貯、年金等資金で引き受けることで合意をしております。また、自主運用の一環として、市場を通じて財投機関債を同資金が引き受けることも可能となつております。これでは、従来の資金運用部を経由した資金の流れが若干変わっただけであり、財投制度の根本的な改革にはなつておりません。

このままでは、財政のモラルハザード、財投依存体質の財政状況は変わりません。既に地方交付税制度は、借入残高が三十八兆円に上ることから明らかのように、財投に完全に依存しており、また、物流効率化の名目のもとで拡大する高速道路、主要空港整備も財投に依存しております。郵貯資金は財投債を通じて安全性は確保されますが、莫大な資金量もたらすモラルハザードが、財政が逼迫している中で、結果的に国民負担の増大を招きかねない懸念を強く持つものであります。大蔵大臣、いかがでしょうか。

本法案を読んでみても、郵便貯金資金の全面的な自主運用導入は何を目的とするものなのか、はつきりと思えてきません。財投改革のためにやむを得ないという受け身の立場なのでしょいか。自分たちが集めた資金は自分たちで運用したい、そういうことだけでもないでしょうか。何のための自主運用なのか、郵政大臣、御説明を願います。資金余剰のあるところから資金余剰のないところに、市場を通じて、効率的、効果的に資金を流し、剰余資金の有効活用を社会のために行う、それが金融の本質的な役割であります。

改正案においては、「運用は、確実で有利な方法により、かつ、公共の利益の確保にも配慮しつつ行う」との条文が加えられておりますが、特にこれらを盛り込んだ意味はどういったものなのか。

ともすれば、公共の利益と市場の論理は相反しかねないものであり、有利性、確実性、公共性を常に同時に達成することができるとは到底思えません。この三つのうちでどれを柱と握えるのか、あるいはどうバランスをとっていくのか、郵政大臣のお考えをお聞かせください。

また、三百数十兆円の運用資金を抱える、まさに他を圧倒する世界最大の投資機関の誕生は、国内のみならず、世界の市場からも、その支配力に対する懸念の声が上がっております。国営事業と市場との関係をどう整理されているのか。

金融ビッグバンは、自己責任原則のもとで、全参加者が市場原理にさらされながら競争を行うことが柱であります。郵貯、簡保というビッグプレイヤーをビッグバンの中でどう位置づけ、果たすべき役割や義務をどう考えるのか、郵政大臣、

お答えをください。

一方、国家の保証で国民から資金を集めているビッグプレイヤーであるからこそ、民間以上のディスクロージャーが求められることも当然であります。いかに一層の透明性を確保していくのか。

運用計画の国会報告が義務とされておりますが、国会承認まで必要ではないか。また、財投機関には公認会計士による外部監査を導入することとしていますが、郵貯等の運用機関に対しても、いわゆる外部機関による経営の監視も必要ではないか。

計画では、郵政審議会の中に専門部会を設け、ここでチェックすることのようですが、民間金融機関に対する金融監督庁の検査や日銀の審査に相当する制度が必要ではないか。郵政大臣にお尋ねいたします。

法案の中に、「企業会計の基準に準ずる」とのくだりがありますが、これは、含み損や含み益を簿価ではなく時価評価するものととらえてよろしいのか、郵政大臣にお伺いいたします。

また、資金運用に当たっては、専門的知識、経験、訓練を積んだ運用担当者の登用が必要ではないかとの声も聞きますが、そうした人たちの導入を考えるべきとも思いますが、郵政大臣、いかがでしょうか。

ビッグプレイヤーによる日々の運用動向が市場に与える影響も考えなければなりません。インサイダー取引の防止や、機密漏えい防止策をとることも必要であります。その対応はどうなつていくのでしょうか。

また、政治介入を排除することも市場から求め

られております。これまでも、とかく、PKOなどと呼ばれる株価操作に郵貯資金が使われたなどの風評もありましたが、そんなことは絶対にしないという点、念のため、郵政大臣に確認をさせていただきます。

いずれにしても、資金量三百数十兆円の運用は市場に大きな影響を与えます。運用の対象には外国債も含まれています。リスクヘッジも当然できることになっており、行うつもりならば、いわゆる為替介入と同様の政策効果をもたらすことも可能となります。このことは為替政策にも影響するものであります。為替当局となる将来の財務省との調整はどうされるのか、郵政大臣と大蔵大臣のお考えをお伺いいたします。

さらに、国債の大量買い入れを行うこととなりますが、これは金利水準にも影響を与え得る規模となるでしょう。このことは、金利を通じて我が国の金融政策にも影響を与え得る力を持つこととなりますが、日銀との連携、政策の整合性をどうとられるのか、郵政大臣にお伺いいたします。

あわせて、資金運用の実績は貯金金利に連動するのか、今後預金者への貸し付けを拡大する可能性はあるのか、指定単を通じた株式取得に法的な上限はないということですが、一定の基準は必要ではないかについて、郵政大臣にお尋ねいたします。

さらに、私は国民の不安を必要以上におおる考えは毛頭ありませんが、考え得る危険性はいかに対処していくのかを事前に明らかにしていくことは必要なことであります。

将来債券等の価格変動で損失が出た場合に備え、準備金制度を設けることとしておりますが、

この制度概要はどうなっているのか。運用収益の一部を充てるといいますが、どの程度を充て、最終的にどの程度の規模を目指すのか。また、準備金そのものはどのような形態で保持するのか。それで隋えない損失が発生した場合でも、元利、金利の支払いが法によって保証されていること、さらに国営事業であることを考えれば、税金による補てんを受けることになると論理的には思われますが、それでよろしいか。また、運用失敗の責任はいかなる形でとられるのか。具体的にお答えください。

また、省庁再編後、二〇〇三年度に創設される郵政公社において、運用責任の明確化はどのように図られるのか。すなわち、郵政公社においては責任をとる者はだれなのかあわせてお尋ねしておきます。

自治大臣にお伺いいたします。

本改正案では、郵貯資金から直接地方公共団体への貸し付けができることとなります。今後の省庁再編で、郵政省と自治省が総務省に統合されることとなりますが、貸し付けをするものと、交付税措置などで事実上債務を保証するものが同一となるという大きな矛盾が生じてしまいます。これは総務省内部の資金融通で完結してしまうことになるわけであり、また、総務省が、権限等で行政面、あるいはこうした融資の面で財政面の両面から自治体を支配することになるとの批判もあります。権限が極めて強大となる総務省、その総務省のあり方について、自治大臣の御見解をお伺い申し上げます。

以上、疑問点、懸念を指摘してまいりました。最大の問題は、冒頭申し上げましたように、

財政投融資制度改革が余りにも不十分であることに尽きるわけであり、政府がいま一度真剣に財政投融資制度改革、財政機関のあり方の抜本的見直しに取り組むべきであること、これなくして我が国の財政再建は到底あり得ないことを最後に重ねて申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(国務大臣八代英太君登壇)

○国務大臣(八代英太君) まず私から小沢議員にお答え申し上げます。

私には十三問ございました。

郵貯資金の全額自主運用の意義についてのお尋ねですが、これまで郵貯資金の運用につきまして、原則として資金運用部への全額預託義務とされてきたために、郵貯事業といたしまして、商品提供から資金運用まで一貫した経営を行うことができませんでした。今後、郵貯が自主運用となり、提供する貯金商品の期間構成等に対応した運用を行うことが可能となることから、郵貯事業としてより責任を持ってサービスを提供できるようになりまして、ひいては事業の健全経営の確保に資するものと考えております。決して受け身ではございません。

次に、郵貯資金の運用原則につきましてのお尋ねでございますが、国民からお預かりしている郵貯資金は、まず確実に運用することといたします。その中で、事業経営を支えるため極力有利に運用を行うことを原則といたしております。さらに、郵貯資金は公的な性格の資金でありますから、確実、有利な運用を前提としつつ、地方公共団体貸し付け等、公共の利益にも配慮した運用を行うこととするものでございます。

以上の三つの運用原則の調和を図りながら、適切な運用に取り組むべきものと考えております。そして、金融ビッグバンにおける郵貯、簡保が果たすべき役割等についてのお尋ねでございますが、金融ビッグバンの進展に伴いまして金融サービスの地域間格差や顧客間格差が生れつつある中で、基礎的な金融サービスをあまねく公平に提供する郵貯、簡保の国営事業としての役割は、より重要になると考えております。

郵貯、簡保の資金運用につきましては、金融ビッグバンにより自由化が進む金融市場におきまして、債券を中心とした市場運用を行うものでありまして、市場原理のもとで競争を進める金融ビッグバンに即したものと考えておる次第でございます。

次に、ディスクロージャー等についての御質問でございますが、郵貯資金の運用の透明性の確保を図る観点から、運用計画表を予算に添付して国会に提出することといたしております。予算承認後の金融情勢の変化を考えますと、運用計画そのものの国会承認は必ずしも必要ではないものと考えております。

なお、郵貯、簡保事業につきましては、その業務内容及び資金運用の範囲について法令により明定されておまして、これらに従った業務を行う中で、政府の機関としてみずからリスク管理を徹底することとしております。

さらに、外部の機関としては、会計検査院の検査を受けることとなっております。民間金融機関と同様に金融当局の金融検査を受ける必要はないものと考えておる次第でございます。また、時価評価につきましては、民間企業に適

用されるいわゆる時価会計の基準に沿って運用資産の評価を行いまして、その結果を審議会に報告するとともに、一般にディスクローズすることといたしております。

その次に、運用担当者についてのお尋ねでございますが、郵政省におきましては、これまで簡保資金及び郵便貯金の一部について自主運用を行い、毎年安定した運用実績を上げております。今後の全額自主運用については、さらに専門的知識、経験を有する職員の育成に努めてまいりますが、運用が拡大していく中で、外部からの人材登用につきましても、御指摘のように将来の検討課題といたしたいと考えております。

なお、運用に当たってのインサイダー取引、機密漏えい等の防止は極めて重要な課題でありますので、このたび、本法案におきましても、運用職員に対して秘密保持義務等を課すとともに、これに違反した職員に対しては懲戒処分をしなければならない旨、規定しているところでございます。

次に、いわゆるP.K.O等の相場介入についての御尋ねでございますが、もとより、郵貯、簡保の自主運用は、事業の健全経営の確保を目的としておりまして、預金者、加入者の利益につなげていくものでございます。したがって、市場の相場維持等のために資金運用を行うことがあってはならないと考えております。

そして、郵貯、簡保の資金運用と為替政策、金融政策との整合性についてのお尋ねでございますが、為替政策、金融政策につきましては、金融当局が市場の安定等の観点から政策的に関与するものでございます。

でございます。他方、郵貯、簡保の国債、外国債等への運用は、いわば市場の一員として運用するものであります。目先の相場に対応し頻繁にデイレリングを行うようなものではなく、債券の長期保有を基本としていることなどから、市場に不安定要因を与えるものではないと考えておる次第でございます。

そして、資金運用の実績は貯金金利に連動するのとお尋ねでございますが、郵便貯金の金利は、郵便貯金法の規定に従い、市場金利を勘案し、預金者利益を確保するとともに、民間預貯金利に配慮して決定しておりますが、独立採算の事業でございますから、運用の状況を考慮して決定していくことは当然のことであると考えておる次第でございます。

次に、預金者貸し付けについてのお尋ねでございます。

今回、新たに預金者貸し付けを運用対象と位置づけることといたしておりますが、これをもって直ちに貸付制度の拡大をすることは考えておりません。預金者貸し付けの拡大につきましては、預金者のニーズ等を勘案しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、株式取得を含む指定単に対する運用についてのお尋ねでございますが、指定単への運用は、引き続き、簡保事業団への資金の寄託により行うことといたしております。

運用資産における指定単の割合につきましては、おのずから限度を設けることが必要と考えておりまして、具体的には運用計画に明示することとを予定いたしております。

それから、準備金についてのお尋ねでございますが、

すが、郵便貯金につきましては、資金運用部への預託廃止に伴いまして、債券を中心とした市場運用に移行することになるわけでございますから、保有資産の価格変動リスクに備えるために、損益計算書、貸借対照表上、準備金を整備することを考えております。

具体的には積み立ての規模につきましては、既に価格変動準備金を積み立てている簡保等の例を参考にしながら、各資産のリスクに応じた積立基準を検討いたしておるところでございます。

次に、準備金を上回る損失が発生した場合の損失処理についてのお尋ねでございますが、基本的には、毎年度の損益計算上の利益を積み立てている現行の積立金により対応することといたしております。

また、運用において損失が発生し積立金で賄えない場合には、制度上は一般会計からの繰り入れが考えられますが、そのような事態を招かないよう、総務大臣の責任のもと、一つは運用対象を法律上限定すること、二つ目としてはリスクを低減する運用手法をとること、三つ目として準備金制度を設けることなどによりまして、確実な運用を行っていくことができると考えておる次第でございます。

私からは最後のお答えになりますが、二〇〇三年に発足が予定されている郵政公社における運用のあり方についてのお尋ねでございます。

公社のあり方について、今後、全体的に検討することとしておりまして、運用責任のあり方につきましては、その中でしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇)

○国務大臣(宮澤喜一君) 今日までの財政投融资制度につきましては、御指摘のように、そういう特殊法人が肥大化をする、非効率になる、また融資の国民経済への貢献についての分析が十分でないといういろいろな御指摘がありまして、それらを踏まえまして、平成十年の六月の中央省庁等改革基本法において、郵便貯金及び年金積立金の預託を廃止すること、それから市場原理にのっとった資金の調達をしなければならぬといったようなことから、このたびの改革になったわけでございます。

この結果といたしまして、特殊法人の立場からいたしますと、今までのように入り用な金は何となくもろえる、貸してもらえろというふうなことから、自分自身で財投機関債を出さなければならぬ、あるいは財投債に仰がなければならぬ、いずれにしても市場から調達しなければならぬというようになりますから、資金調達面で市場の制約が加わってくることは当然のこと、これがまた改革の一つの目的であろうと存じます。

また、財政投融资の対象分野、事業につきましても、民業圧迫でなく民業を補完するという趣旨を徹底するとともに、償還の確実性を精査しなければならぬ、当然そういうことになってくるわけでございますから、いわば、特殊法人にとりまして、本当に入り用な金だけを苦労して市場から調達するという仕組みへ転換を強いることになりまして、これによって改革、効率化の促進に寄与しよう、こういう目的でございますことは御存

じのとおり、御指摘のとおりでございます。

そこで、このたびの改革によりまして、郵便貯金、年金積立金の全額が義務的に預託され、巨額の資金が自動的に流入するという仕組みはなくなりまして、必要な金だけを能動的に市場から調達することになるのでございますから、財投債等の発行につきましても当然市場の規模による制約を受ける。買ってもらえなければ売れないということになるわけでございますから、財投債の発行はおのずから極めて制約的にならざるを得ない、制限的にならざるを得ない。これが目的でございますので、投資機関は、そういう制約のある金を受けて、したがって、これは優先的に苦勞して取捨選択をしなければならぬということになるわけでございます。

なお、この制度の移行に伴いまして御指摘のようにならざるを得ないというわけでござります。一つは、新しい制度の始まりましては、財投債をある程度自主運用の中から買っていただけないかという、これはいつまでもということを上げておるわけではございません。

それからもう一つは、今まで預託を受けております預託金の払い戻し、これは七年でございますが、その金を運用いたします時期はそれよりかなり長いものが多くございますので、片っ方で預託がなくなりますとその資金のギャップが生じますので、その間だけ、預託金のあります間だけ財投債を買っていただけないかということも郵政大臣にお願いいたしておりますが、これも期限がついていましてございまして、永久にそういう制度でいきたいとおるものではございませ

ん。経過措置でございます。

それから、最後のお尋ねは、三百数十兆円という金が確かに運用されることになりましたが、これは郵政大臣、総務大臣でございますか、法律の規定によりまして安全、有利のほかに、公共の利益にも配慮しろということがございまして、我が国の為替等々の立場は当然御配慮いただけるものと考えますけれども、しかし、財務大臣は財務大臣といたしまして、外国為替の安定の確保の任務を持っておりますので、その立場から当然外国為替の安定につきましては引き続き努力をいたさなければならぬもの、こう考えております。(拍手)

(国務大臣保利耕輔君登壇)

○国務大臣(保利耕輔君) 省庁再編後の郵貯資金の地方公共団体貸し付けについてのお尋ねでございますけれども、当該貸し付けにつきましては、地方債計画において地方債資金としての計画を明らかにするとともに、地方債の発行見込み額等を含む地方財政計画を国会に提出することといたしております。

また、地方債の許可につきましても、地方財政審議会の議を経るなど、総額の決定や貸し付けに当たって多くのチェックが働く仕組みになっていくことから、公正透明な手続が十分確保され、適正な地方自治体支援ができるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十八分散会

出席国務大臣

法務大臣 白井日出男君
外務大臣 河野 洋平君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
厚生大臣 丹羽 雄哉君
農林水産大臣 玉沢徳一郎君
郵政大臣 八代 英太君
自治大臣 保利 耕輔君

出席政務次官

郵政政務次官 小坂 憲次君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

河井 克行君	宮島 大典君
木部 佳昭君	大石 秀政君
園田 修光君	棚橋 泰文君
木幡 弘道君	石井 紘基君
長内 順一君	福留 泰蔵君
菊地 薫君	知久馬 三子君
宮島 大典君	田中 和徳君
大石 秀政君	木部 佳昭君
田中 和徳君	河井 克行君

通信委員

辞任

補欠

岩田 順介君

渋谷 修君

辞任

補欠

新藤 義孝君	田村 憲久君
佐藤 茂樹君	並木 正芳君
東中 光雄君	児玉 健次君
田村 憲久君	新藤 義孝君
並木 正芳君	佐藤 茂樹君
児玉 健次君	東中 光雄君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

浅野 勝人君	久野統一郎君
久野統一郎君	浅野 勝人君

青少年問題に関する特別委員

辞任

補欠

保坂 展人君	中川 智子君
中川 智子君	保坂 展人君

(憲法調査会委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十三日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

三塚 博君

坂井 隆憲君

平成十二年三月二十四日 衆議院會議録第十五号

議長の報告 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

八

福岡 宗也君	島 聡君
横路 孝弘君	土肥 隆一君
志位 和夫君	春名 真章君
深田 肇君	保坂 展人君
坂井 隆憲君	中野 正志君
中野 正志君	三塚 博君
島 聡君	福岡 宗也君
土肥 隆一君	横路 孝弘君
春名 真章君	志位 和夫君
保坂 展人君	深田 肇君

(議案提出)

一、昨二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(岡田克也君外三名提出)

(議案付託)

一、昨二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一二四号)(参議院送付)

預金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一二二号)(参議院送付)

以上三件 大蔵委員会 付託

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一二二号)(参議院送付)

文教委員会 付託

国民年金法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一一八号)(参議院送付)

年金資金運用基金法案(第百四十五回国会開法第一一九号)(参議院送付)

年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律案(第百四十五回国会開法第一二〇号)(参議院送付)

以上三件 厚生委員会 付託

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(第百四十五回国会開法第一二三号)(参議院送付)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

中小企業指導法の一部を改正する法律案

産業技術力強化法案

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律案

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十二年二月十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正)

第一条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「農業の技術又は経営方法を實地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金で政令で定めるもの」を「次に掲げる資金(第十八条第一項の規定により都道府県から資金の貸付けを受けて第五条第一項のセンター又は第十七条第一項の融資機関が貸し付けるものに限る。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農業の技術又は経営方法を實地に習得するための研修その他の就農の準備に必要な資金で政令で定めるもの

二 農業経営を開始するのに必要な資金で政令で定めるもの

第六条第二号中「に對し、を」が行うに改め、「習得」の下に「及び認定就農者が行う」第四

条第二項第三号の措置を加える。

第七条第一項及び第二項中「前条第一号の」を削り、同条第三項中「前条第一号の」を削り、「四年」を「五年」に改め、同条第四項中「前条第一号の」を削る。

第八条中「就農支援資金」の下に「(第二)条第二項第一号に掲げるものに限る。」を加える。

第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を

第二十四条とし、第二十三条を第二十三条とする。

第二十一条を削る。

第二十条中「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例)

第二十二條 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第一号の二に掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて就農するのに必要なものの据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で、農林漁業金融公庫が定める期間とする。

第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条第一項中「センター」に對し、当該業務を「センター」に對し、融資機関が就農支援資金の貸付けの業務を行うときは当該融資機関に對し、これらの業務」に改め、同条第二項中「償還方法」の下に「その他必要な貸付けの条件の基準」を加え、同条を第十八条とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(融資機関による就農支援資金の貸付け)

第十七條 農業協同組合法第十條第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるもの(以下「融資機関」という。)は、他の法律の規定にかかわらず、認定就農者に對し、就農支援資金(第二

条第二項第二号に掲げるものに限る。)の貸付

を

を

を

を

を

を

けの業務を行うことができる。

2 第九條及び第十條の規定は、融資機関について準用する。この場合において、第九條中「前二條」とあるのは、「第七條」と読み替へるものとする。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第二條 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項を次のように改める。

3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。

- 一 農業近代化資金(農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)第二條第三項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。)
- 二 就農支援資金(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法平成七年法律第二号)第二條第二項に規定する就農支援資金をいう。以下同じ。)
- 三 農業近代化資金及び就農支援資金以外の資金であつて、農業者等の事業又は生活に必要なもののうち、農業経営の改善又は農家経済の安定に資するものとして主務大臣が指定するもの

第八條第一号ロ中「イ」の下に「及びロ」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 就農支援資金

第十一條を次のように改める。

(經理の区分)

第十一條 基金協会は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに区分して經理しなければならない。

一 農業近代化資金に係る債務の保証の業務

二 就農支援資金に係る債務の保証の業務

三 第八條第一号ハに掲げる資金に係る債務の保証及び同条第二号に掲げる債務の保証の業務

四 第八條第三号に掲げる業務

第七十二條第一項ただし書中「第二條第三項」を「第二條第三項第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第一條の規定による改正前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二條第二項に規定する認定就農者に対してこの法律の施行前に貸し付けられた農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二二号)第二條第五項の青年農業者等育成確保資金については、なお従前の例による。

(農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正)

第三條 農業経営基盤強化措置特別会計法(昭和二十一年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に改める。

第二條第一項中「第十八條第三項」を「第十九條第一項」に改める。

第三條第三項に、「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同条第三項中「第十八條第三項」を「第十九條第三項」に、「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に、「第十七條第一項」を「第十八條第一項」に改める。

理 由

青年等の就農促進を図るため、就農支援資金に農業経営を開始するのに必要な資金を追加し、当該資金について、都道府県青年農業者等育成センターのほか、農業協同組合、銀行等が貸し付けることができるようにするとともに、農業協同組合、銀行等から貸し付けられる就農支援資金を農業信用基金協会が行う債務保証の対象とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、農業者の減少・高齢化が進行する中で、農業の担い手の確保を図るため、他産業からの新規就農者の増加等に対応し、その就農促進のための支援措置の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正

(一) 都道府県青年農業者等育成センターが就農準備のための研修等に必要な資金として

貸し付けている就農支援資金について、農業経営開始のための施設の設置、機械の購入等に必要資金を追加することによりその内容を拡充するとともに、拡充した資金については、農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行等からも貸し付けることができること。

(二) 就農計画の認定を受けた者に対して農林漁業金融公庫が貸し付ける農地等取得資金について、その措置期間の上限を三年から五年に延長すること。

2 農業信用保証保険法の一部改正

農業協同組合、農業協同組合連合会、銀行等から貸し付ける就農支援資金について、農業信用基金協会の債務保証の対象とするにと。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、青年等の就農促進を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党から、就農準備のための研修等に必要就農支援資金の償還免除等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見の要旨

平成十二年三月二十四日 衆議院會議録第十五号

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案及び同報告書 農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案及び同報告書

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して玉沢農林水産大臣より日本共産党提案に係る修正案については、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

四 本案施行に要する経費

平成十二年度一般会計予算(農林水産省所管)に、農業信用基金協会出資補助金として三億二千四百九十九万四千円が計上され、また、平成十二年度農業経営基盤強化措置特別会計予算(農林水産省所管)に、就業支援資金貸付金として百億二千八百六十六万七千円が計上されている。

右報告する。

平成十二年三月二十三日

農林水産委員長 松岡 利勝

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国農業は、農業者が一貫して減少していることに加え、主たる担い手である「昭和・平成世代」のリタイアの時期が迫るなど憂慮すべき事態にある。こうした状況の中で、食料自給率の向上を始めとした我が国農業の再生・確立を図っていくためには、国民の農業に対する深い理解のもとに、次代を担う経営感覚に優れた農業者を幅広く育成・確保することが緊急の課題となっている。よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、新規就農者の確保に万全を期すべきである。

記

一 新規就農者の確保を図るためには、地域その他産業従事者と遜色のない生涯所得が得られるなど魅力ある農業経営の確立が不可欠であり、これに向けた地域の実情に応じた各作目ごとの経営展望を明確にするとともに、その実現のための施策の具体化に努めること。

二 新たに拡充される就業支援資金の貸付け制度が円滑に機能するよう、農協等金融機関による貸付け体制の整備等について十分指導するとともに、都道府県農業信用基金協会の保証基盤の整備に努めること。

三 新規就農者の確保に係る各種施策の総合的・効果的実施を図るとともに、就業後の新規就農者の定着と自立を推進するための一貫したアフターケアに積極的に取組むこと。

四 都道府県、市町村、青年農業者等育成センター、新規就農ガイドセンターをはじめ関係機関・団体が有機的に連携し、新規就農者の多様なニーズに応じた弾力的な支援活動を行うよう指導すること。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年三月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

参議院議長 斎藤 十朗

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法(平成七年法律第五号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年三月三十一日から施行する。

第二条 この法律の施行前に行われた廃止前の農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一号の研究開発についての同条第二号の成果の普及に係る生物系特定産業技術研究推進機構(以下「機構」という。)の業務については、旧法第二条及び第三条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第三条の規定により機構の業務が行われる場合には、生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号。以下「機構法」という。)第三十一条中「基礎的研究業務」とあるのは「基礎的研究業務(農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律(平成十二年法律第 号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法(平成七年法律第五号。以下「なお効力を有する旧農業技術研究開発法」という。)第三条第二号に掲げる業務を含む。）」と、機構法第五十条第三号中「第二十九条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第二十九条第一項及び第二項に規定する業務並びになお効力を有する旧農業技術研究開発法第三条第二号に掲げる業務」とする。

第三条 この法律の施行の際旧法第六条の特別の勘定(次項において「特別勘定」という。)に所属する権利及び義務は、機構法第三十一条の規定により設けられている基礎的研究業務に係る勘定(次項において「基礎的研究業務勘定」という。)に帰属するものとする。

2 前項の規定により特別勘定に所属する権利及び義務が基礎的研究業務勘定に帰属したときは、この法律の施行前に旧法第四条第二項の規定により政府が機構に出資した額に相当する金額は、この法律の施行に際し機構法第五条第三項の規定により政府から機構に出資されたものとする。

む。)、機構法第四十二条第二項及び第四十三条第一項中「又は農業機械化促進法」とあるのは「農業機械化促進法又はなお効力を有する旧農業技術研究開発法」と、機構法第四十六条第二項第二号中「定めようとするとき」とあるのは「定めようとするとき又はなお効力を有する旧農業技術研究開発法第二条の規定により基本方針を定めようとするとき」と、機構法第四十七条第一項第二号及び第三号中「基礎的研究業務」とあるのは「基礎的研究業務(なお効力を有する旧農業技術研究開発法第三条第二号に掲げる業務を含む。)」と、機構法第五十条第三号中「第二十九条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第二十九条第一項及び第二項に規定する業務並びになお効力を有する旧農業技術研究開発法第三条第二号に掲げる業務」とする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法に基づく研究開発の実施の状況等にかんがみ、同法を平成十二年三月三十一日をもって廃止するとともに、これに伴う所要の規定を整備するものである。

二 議案の可決理由

本案は、同法に基づき実施された農業に関する技術の研究開発が所期の成果をあげる見通しであることにかんがみ、妥当な措置であると認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十二年三月二十三日

農林水産委員長 松岡 利勝
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十二年三月二十一日

提出者

太田 誠一 保岡 興治
中井 治 西村 眞悟
上田 勇 倉田 栄喜

平成十二年三月二十四日 衆議院会議録第十五号

北村 哲男 日野 市朗

賛成者 保坂 展人

伊藤 達也外三十八名

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第三項を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、公開会社について、資本準備金をもってする自己株式の消却を行うことができる期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外八名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、公開会社について、資本準備金をもってする自己株式の消却を行うことができる期間を、二年間延長し、平成十四年三月三十一

日までとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行するものである。

二 議案の可決理由

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、公開会社について、資本準備金をもってする自己株式の消却を行うことができる期間を延長する措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十二年三月二十四日

法務委員長 武部 勤

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一 大使館の表アフリカの項中「ラゴス」を「アブジャ」に改める。

別表第一の二 総領事館の表欧州の項中「在ハバロフスク日本国総領事館」

「を」 在ハバロフスク日本国総領事館 ロシア ハバロフスク
在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館 ロシア ユジノ・サハリンスク

に改める。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

政府は、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 会社の資本準備金による自己株式の消却については、本法が二年の限時法である趣旨を関係者に対し周知徹底すること。

二 資本準備金による自己株式の消却については、今後二年を目途に、会社をめぐる最近の社会経済情勢とその変化に対応できるものとなるよう、具体策を検討し、必要な措置をとること。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十二年二月四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

—大使館

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号		
アジア	インド	950,000	790,000	729,600	683,900	615,400	542,500	474,000	419,800	374,100	342,600	319,800	296,900	274,100	251,200
	インドネシア	900,000	710,000	649,200	606,700	543,000	476,700	413,000	365,300	322,900	296,400	275,200	254,000	232,700	211,500
	タイ	930,000	860,000	790,100	742,500	671,200	594,000	522,700	463,300	415,700	380,000	356,300	332,500	308,700	285,000
	カンボディア	920,000	850,000	791,100	745,400	676,900	601,100	532,600	472,500	426,800	389,500	366,700	343,800	321,000	298,100
	シンガポール	830,000	720,000	652,709	606,100	536,100	466,200	396,300	349,700	303,000	279,700	256,400	233,100	209,800	186,500
	スリ・ランカ	870,000	760,000	697,306	653,900	588,800	519,400	454,300	402,400	359,000	328,700	307,000	285,400	263,700	242,000
	タイ	810,000	620,000	568,700	528,100	467,100	406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
	大韓民国	940,000	720,000	659,100	612,000	541,400	470,800	400,200	353,100	306,000	282,500	258,900	235,400	211,900	188,300
	中華人民共和国	1,040,000	780,000	707,400	656,900	586,200	512,100	439,400	388,200	339,800	312,700	288,500	264,300	240,000	215,800
	ネパール	940,000	870,000	803,100	754,600	681,900	603,300	530,600	470,200	421,800	385,600	361,400	337,200	312,900	288,700
	バキスタン	850,000	740,000	684,400	641,900	578,200	510,200	446,500	395,500	353,100	323,200	302,000	280,800	259,500	238,300
	バングラデシュ	1,020,000	900,000	829,900	781,400	708,700	628,800	556,100	493,200	444,800	406,100	381,900	357,700	333,400	309,200
	タイ	860,000	680,000	623,300	582,700	521,700	458,200	397,300	351,500	310,800	285,300	265,000	244,700	224,400	204,100
	ミャンマー	820,000	790,000	729,600	683,900	615,400	542,500	474,000	419,800	374,100	342,600	319,800	296,900	274,100	251,200
	フィリピン	770,000	740,000	681,500	636,700	569,600	499,800	432,600	382,700	337,900	310,300	287,900	265,500	243,100	220,700
北米	アメリカ合衆国	1,010,000	730,000	668,300	623,200	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
	カナダ	780,000	670,000	613,900	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
	中南米	940,000	850,000	775,500	720,100	637,000	553,900	470,800	415,400	360,000	332,300	304,600	277,000	249,300	221,600
	アンティグワ・バーブーダ	830,000	800,000	733,100	682,800	607,400	530,500	455,000	402,000	351,700	323,800	298,600	273,500	248,300	223,100
	グアドループ	970,000	890,000	810,700	754,900	671,100	585,900	502,100	443,600	387,700	357,000	329,100	301,200	273,200	245,300
中東	イスラエル	830,000	800,000	730,200	678,100	599,800	521,600	443,400	391,200	339,000	313,000	286,900	260,800	234,700	208,600
	カタール	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300	467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
	アラブ首長国連合	860,000	840,000	765,500	714,700	638,600	559,800	483,600	427,700	376,900	346,300	320,900	295,500	270,100	244,700
	サウジアラビア	940,000	920,000	836,500	780,700	696,900	610,500	526,700	465,700	409,800	376,700	348,800	320,900	292,900	265,000

キューバ	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300	654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000
グアテマラ	760,000	740,000	674,900	630,600	564,200	495,100	428,600	379,100	334,800	307,500	285,300	263,200	241,000	218,800
グatemala	850,000	830,000	758,900	708,600	633,200	555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
コスタ・リカ	760,000	730,000	668,600	622,900	554,400	484,400	415,900	367,500	321,800	296,100	273,300	250,400	227,600	204,700
コロンビア	820,000	760,000	697,300	653,900	588,800	519,400	454,300	402,400	359,000	328,700	307,000	285,400	263,700	242,000
ジャマイカ	880,000	860,000	784,800	732,700	654,400	573,600	495,400	438,000	385,800	354,600	328,500	302,400	276,300	250,200
スリナム	870,000	840,000	772,000	720,700	643,900	564,400	487,500	431,100	379,900	349,000	323,400	297,800	272,200	246,600
セント・ヴィンセント イグナス	850,000	830,000	758,900	708,600	633,200	555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
セント・クリストファー・ネ イグナス	830,000	800,000	733,100	682,800	607,400	530,500	455,000	402,000	351,700	323,800	298,600	273,500	248,300	223,100
セント・ルシア	850,000	830,000	758,900	708,600	633,200	555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
トリニダッド・トバゴ	850,000	830,000	758,900	708,600	633,200	555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
ニカラグア	910,000	890,000	813,600	761,900	684,400	602,500	525,000	464,800	413,100	378,600	352,800	326,900	301,100	275,200
ハイチ	1,000,000	970,000	894,400	841,300	761,700	674,900	595,300	527,800	474,700	433,800	407,200	380,700	354,200	327,600
パナマ	810,000	740,000	681,500	636,700	569,600	499,800	432,600	382,700	337,900	310,300	287,900	265,500	243,100	220,700
パナマ	880,000	860,000	784,800	732,700	654,400	573,600	495,400	438,000	385,800	354,600	328,500	302,400	276,300	250,200
パラグアイ	730,000	710,000	649,200	606,700	543,000	476,700	413,000	365,300	322,900	296,400	275,200	254,000	232,700	211,500
ペルー	850,000	830,000	758,900	708,600	633,200	555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
ブラジル	930,000	800,000	733,100	682,800	607,400	530,500	455,000	402,000	351,700	323,800	298,600	273,500	248,300	223,100
ベリーズ	830,000	800,000	733,200	684,700	612,000	536,700	464,000	410,300	361,900	332,400	308,200	284,000	259,700	235,500
ベネズエラ	1,040,000	910,000	832,900	779,800	700,200	616,300	536,700	475,100	422,000	386,900	360,300	333,800	307,300	280,700
ボリビア	1,020,000	940,000	868,700	817,400	740,600	656,500	579,600	514,000	462,800	422,700	397,100	371,500	345,900	320,300
ホンデュラス	960,000	890,000	813,600	761,900	684,400	602,500	525,000	464,800	413,100	378,600	352,800	326,900	301,100	275,200
メキシコ	920,000	800,000	733,200	684,700	612,000	536,700	464,000	410,300	361,900	332,400	308,200	284,000	259,700	235,500
欧州														
アイスランド	850,000	830,000	749,700	696,200	615,800	535,500	455,200	401,600	348,100	321,300	294,500	267,800	241,000	214,200
アイルランド	820,000	800,000	723,800	672,100	594,600	517,000	439,500	387,800	336,100	310,200	284,400	258,500	232,700	206,800
アゼルバイジャン	970,000	940,000	865,300	809,900	726,800	639,400	556,300	492,400	437,000	400,700	373,000	345,400	317,700	290,000
アルバニア	1,040,000	1,010,000	929,900	869,900	779,900	685,600	595,600	527,100	467,100	428,500	398,500	368,500	338,400	308,400
トルメニア	990,000	960,000	878,300	822,000	737,500	648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700

官 報 (号 外)

アンボラ	810,000	780,000	710,900	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
イタリヤ	950,000	770,000	704,300	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
ウチカカン	800,000	770,000	704,300	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
ウクライナ	840,000	820,000	757,900	712,600	644,800	571,000	503,100	446,000	400,800	366,200	343,600	321,000	298,400	275,800
ウズベキスタン	980,000	960,000	880,600	826,600	745,600	658,700	577,700	511,800	457,800	418,900	391,900	364,900	337,800	310,800
エストニア	960,000	930,000	849,500	792,700	707,600	619,800	534,600	472,700	415,900	382,300	353,900	325,500	297,100	268,700
オーストリア	980,000	840,000	762,600	708,100	626,400	544,700	463,000	408,500	354,100	326,800	299,600	272,400	245,100	217,900
オランダ	900,000	770,000	704,300	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
カザフスタン	900,000	870,000	803,100	754,600	681,900	603,300	530,600	470,200	421,800	385,600	361,400	337,200	312,900	288,700
ギリシヤ	780,000	750,000	685,000	636,100	562,700	489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	269,100	244,700	220,200	195,700
キルギス	860,000	840,000	768,400	719,900	647,200	570,200	497,500	440,500	392,100	359,200	335,000	310,800	286,500	262,300
グルジア	990,000	960,000	878,300	822,000	737,500	648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700
クロアチヤ	870,000	850,000	771,900	718,800	639,200	558,200	478,600	422,800	369,700	340,400	313,800	287,300	260,800	234,200
サイプラス	780,000	750,000	685,000	636,100	562,700	489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	269,100	244,700	220,200	195,700
サン・マリノ	800,000	770,000	704,300	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
スイス	860,000	780,000	710,900	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
スウェーデン	910,000	830,000	756,100	702,100	621,100	540,100	459,100	405,100	351,100	324,100	297,100	270,100	243,000	216,000
スペイン	870,000	750,000	678,600	630,100	557,400	484,700	412,000	363,500	315,100	290,800	266,600	242,400	218,100	193,900
スロヴァキヤ	900,000	870,000	791,400	736,900	655,200	572,100	490,400	433,200	378,800	348,700	321,500	294,300	267,000	239,800
スロヴェニア	870,000	850,000	771,900	718,800	639,200	558,200	478,600	422,800	369,700	340,400	313,800	287,300	260,800	234,200
タジキスタン	950,000	920,000	845,900	791,900	710,900	625,600	544,600	482,100	428,100	392,500	365,500	338,500	311,400	284,400
チェコ	920,000	840,000	762,600	708,100	626,400	544,700	463,000	408,500	354,100	326,800	299,600	272,400	245,100	217,900
デンマーク	900,000	820,000	743,100	690,000	610,400	530,800	451,200	398,100	345,000	318,500	291,900	265,400	238,900	212,300
ドイツ	950,000	770,000	704,300	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
トルクメニスタン	990,000	960,000	878,300	822,000	737,500	648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700
ノールウェー	850,000	830,000	749,700	696,200	615,800	535,500	455,200	401,600	348,100	321,300	294,500	267,800	241,000	214,200
ハンガリー	830,000	760,000	691,500	642,100	568,000	493,900	419,800	370,400	321,000	296,300	271,600	247,000	222,300	197,600
フィンランド	890,000	810,000	736,700	684,100	605,100	526,200	447,300	394,700	342,000	315,700	289,400	263,100	236,800	210,500
フランス	1,010,000	780,000	710,900	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
ブルガリア	1,040,000	960,000	878,300	822,000	737,500	648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700
ベラルーシ	830,000	810,000	742,500	695,900	625,900	551,700	481,800	426,700	380,000	348,100	324,800	301,500	278,200	254,900
ベルギー	880,000	750,000	685,000	636,100	562,700	489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	269,100	244,700	220,200	195,700
ポーランド	960,000	830,000	759,000	706,900	628,600	549,000	470,800	415,900	363,700	334,900	308,800	282,700	256,600	230,500

大洋州	ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	1,070,000	1,040,000	958,200	898,700	809,300	714,100	624,800	553,300	493,800	452,100	422,300	392,600	362,800	333,000
	ボルトガル	780,000	750,000	685,000	636,100	562,700	489,300	415,900	367,000	318,000	293,800	269,100	244,700	220,200	195,700
	マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国	980,000	950,000	868,900	808,900	718,900	627,500	537,500	474,800	414,800	382,000	352,000	322,000	291,900	261,900
	マルタ	800,000	770,000	704,300	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
	モルドヴァ	810,000	790,000	723,200	677,900	610,100	537,900	470,000	416,300	371,100	339,800	317,200	294,600	272,000	249,400
	ユーゴスラヴィア連邦共和国	1,200,000	1,050,000	964,600	904,600	814,600	718,700	628,700	556,800	496,800	454,900	424,900	394,900	364,800	334,800
	ラトヴィア	960,000	930,000	849,500	792,700	707,600	619,800	534,600	472,700	415,900	382,300	353,900	325,500	297,100	268,700
	リトアニア	960,000	930,000	849,500	792,700	707,600	619,800	534,600	472,700	415,900	382,300	353,900	325,500	297,100	268,700
	リヒテンシュタイン	810,000	780,000	710,900	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
	ルーマニア	1,010,000	930,000	852,400	797,900	716,200	630,200	548,500	485,500	431,100	395,200	366,000	340,800	313,500	286,300
	ルクセンブルグ	780,000	750,000	685,000	636,100	562,700	489,300	415,900	367,000	318,000	293,800	269,100	244,700	220,200	195,700
	連合王国	1,200,000	930,000	846,600	786,100	695,400	604,700	514,000	453,500	393,100	362,800	332,600	302,400	272,100	241,900
	ロシア	1,270,000	960,000	878,300	822,000	737,500	648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700
	ヴァツ	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300	467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
	オーストラリア	780,000	670,000	613,900	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
	キリバス	780,000	760,000	706,100	664,500	602,200	534,000	471,700	418,300	376,700	344,000	323,300	302,500	281,700	261,000
	サモア	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300	467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
	ソロモン	920,000	900,000	829,900	781,400	708,700	628,800	556,100	493,200	444,800	406,100	381,900	357,700	333,400	309,200
	トンガ	780,000	760,000	706,100	664,500	602,200	534,000	471,700	418,300	376,700	344,000	323,300	302,500	281,700	261,000
	ナウル	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300	467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
	ニュー・ジラランド	700,000	640,000	581,600	540,000	477,700	415,400	353,100	311,600	270,000	249,200	228,500	207,700	186,900	166,200
中近東	パプア・ニューギニア	890,000	830,000	765,200	721,400	655,600	582,600	516,800	458,600	414,700	378,400	356,500	334,600	312,600	290,700
	ペラオ	900,000	870,000	797,700	744,600	665,000	582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
	フィジー	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300	467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
	マレーシア	900,000	870,000	797,700	744,600	665,000	582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
	ミクロネシア	900,000	870,000	797,700	744,600	665,000	582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
	アフガニスタン	950,000	930,000	855,600	805,300	729,900	647,200	571,700	507,000	456,700	417,200	392,000	366,900	341,700	316,500
	アラブ首長国連邦	940,000	870,000	791,300	738,700	659,700	578,200	499,300	441,500	388,800	357,300	331,000	304,700	278,400	252,100
	イエメン	880,000	860,000	797,500	751,400	682,100	605,700	536,500	475,900	429,700	392,300	369,200	346,100	323,000	299,900
	イスラエル	890,000	810,000	739,700	688,900	612,800	535,200	459,000	405,600	354,800	326,600	301,200	275,800	250,400	225,000

イラク	1,090,000	960,000	888,000	835,400	756,400	670,300	591,400	524,400	471,700	431,000	404,700	378,400	352,100	325,800
イラン	1,070,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
オマーン	900,000	870,000	800,700	749,900	673,800	593,300	517,100	457,900	407,100	373,100	347,700	322,300	296,900	271,500
カタール	980,000	910,000	832,900	779,800	700,200	616,300	536,700	475,100	422,000	386,900	360,300	333,800	307,300	280,700
クウェイト	920,000	840,000	774,800	725,900	652,500	574,800	501,400	444,000	395,000	362,000	337,500	313,100	288,600	264,100
サウジアラビア	1,010,000	890,000	816,000	766,600	692,500	612,500	538,400	477,100	427,700	391,100	366,400	341,800	317,100	292,400
ジョルダン	950,000	870,000	791,400	736,900	655,200	572,100	490,400	433,200	378,800	348,700	321,500	294,300	267,000	239,800
シリア	940,000	870,000	791,300	738,700	659,700	578,200	499,300	441,500	388,800	357,300	331,000	304,700	278,400	252,100
トルコ	930,000	810,000	739,600	690,700	617,300	541,300	467,900	413,800	364,800	335,200	310,700	286,300	261,800	237,300
バハレーン	830,000	810,000	739,600	690,700	617,300	541,300	467,900	413,800	364,800	335,200	310,700	286,300	261,800	237,300
レバノン	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900	649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
アルジェリア	1,080,000	1,000,000	920,300	865,400	783,000	693,400	611,000	541,700	486,700	444,900	417,400	390,000	362,500	335,000
アンゴラ	1,010,000	980,000	900,000	844,600	761,500	672,500	589,400	522,100	466,700	427,100	399,400	371,800	344,100	316,400
ウガンダ	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300	640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
エジプト	1,100,000	910,000	830,100	774,700	691,600	605,900	522,800	462,200	406,800	373,900	346,200	318,600	290,900	263,200
エチオピア	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
エリトリア	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
ガーナ	1,000,000	970,000	894,400	841,300	761,700	674,900	595,300	527,800	474,700	433,800	407,200	380,700	354,200	327,600
カーボ・ヴェルデ	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300	654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000
ガボン	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300	640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
カメルーン	1,010,000	980,000	907,400	853,400	772,400	684,200	603,200	534,800	480,800	439,400	412,400	385,400	358,300	331,300
ガンビア	980,000	960,000	880,600	826,600	745,600	658,700	577,700	511,800	457,800	418,900	391,900	364,900	337,800	310,800
ギニア	1,040,000	1,020,000	942,300	889,200	809,600	720,500	640,900	568,800	515,700	470,200	443,600	417,100	390,600	364,000
ギニア・ビサウ	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300	654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000
ケニア	1,010,000	870,000	797,700	744,600	665,000	582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
コモロ	880,000	860,000	784,800	732,700	654,400	573,600	495,400	438,000	385,800	354,600	328,500	302,400	276,300	250,200
コンゴ共和国	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300	640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
コンゴ民主共和国	1,210,000	1,120,000	1,039,300	979,300	889,300	789,800	689,800	620,800	560,800	511,800	481,800	451,800	421,700	391,700
サントメ・プリンシペ	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300	640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
ザンビア	1,040,000	960,000	880,600	826,600	745,600	658,700	577,700	511,800	457,800	418,900	391,900	364,900	337,800	310,800
シエラ・レオネ	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900	649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
ジブチ	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300

ジンバブエ	990,000	910,000	830,100	774,700	691,600	605,900	522,800	462,200	406,800	373,900	346,200	318,600	290,900	263,200
スーダン	1,030,000	1,000,000	929,400	877,300	799,000	711,300	633,100	561,900	509,700	464,700	438,600	412,500	386,400	360,300
スロヴァン	770,000	750,000	688,000	642,700	574,900	504,400	436,500	386,100	340,900	313,000	290,400	267,800	245,200	222,600
セイシエル	900,000	870,000	797,700	744,600	665,000	582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
赤道ギニア	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300	640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
セネガル	1,000,000	910,000	839,500	786,000	705,600	621,000	540,700	478,600	425,100	389,700	362,900	336,200	309,400	282,600
象牙海岸共和国	980,000	900,000	826,500	773,900	694,900	611,700	532,800	471,700	419,000	384,100	357,800	331,500	305,200	278,900
ソマリア	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900	649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
タンザニア	1,120,000	1,030,000	952,700	885,400	809,600	716,500	630,600	559,000	501,800	458,700	430,100	401,500	372,900	344,300
チャード	980,000	960,000	880,600	826,600	745,600	658,700	577,700	511,800	457,800	418,900	391,900	364,900	337,800	310,800
中央アフリカ	1,050,000	1,020,000	948,900	895,400	815,000	725,200	644,900	572,300	518,800	473,000	446,200	419,500	392,700	365,900
チュニジア	860,000	790,000	720,300	670,900	596,800	521,300	447,200	395,100	345,700	318,200	293,500	268,900	244,200	219,500
トーゴ	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
ナイジェリア	1,110,000	1,030,000	955,300	901,300	820,300	729,800	648,800	575,800	521,800	475,800	448,800	421,800	394,700	367,700
ナミビア	770,000	750,000	688,000	642,700	574,900	504,400	436,500	386,100	340,900	313,000	290,400	267,800	245,200	222,600
ニジェール	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
ブルキナ・ファソ	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
ブルンディ	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900	649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
ベナン	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
ボツワナ	770,000	750,000	688,000	642,700	574,900	504,400	436,500	386,100	340,900	313,000	290,400	267,800	245,200	222,600
ブタガスカル	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300	640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
ブラザイル	950,000	920,000	845,900	791,900	710,900	625,600	544,600	482,100	428,100	392,500	365,500	338,500	311,400	284,400
マリ	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300	654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000
南アフリカ共和国	810,000	700,000	633,400	588,100	520,300	452,400	384,500	339,300	294,100	271,400	248,800	226,200	203,600	181,000
モーリタニア	880,000	860,000	784,800	732,700	654,400	573,600	495,400	438,000	385,800	354,600	328,500	302,400	276,300	250,200
モザンビーク	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300	654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000
モロッコ	1,000,000	980,000	901,000	847,500	767,100	679,600	599,300	531,300	477,800	436,600	409,800	383,100	356,300	329,500
リビア	840,000	810,000	739,700	688,900	612,800	535,200	459,000	405,600	354,800	326,600	301,200	275,800	250,400	225,000
リベリア	1,030,000	1,000,000	926,800	871,400	788,300	698,000	614,900	545,100	489,700	447,600	419,900	392,300	364,600	336,900
ルワンダ	980,000	950,000	881,500	829,400	751,100	665,700	587,500	520,900	468,700	428,300	402,200	376,100	350,000	323,900
セント	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900	649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
セント	770,000	750,000	688,000	642,700	574,900	504,400	436,500	386,100	340,900	313,000	290,400	267,800	245,200	222,600

二 総領事館

地 域	所 在 国	総 領 事	号 別										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
アジア	カルカタ	780,000	718,600	650,100	575,600	507,100	449,500	403,800	369,000	346,200	323,300	300,500	277,600
	チェンナイ	750,000	683,900	615,400	542,500	474,000	419,800	374,100	342,600	319,800	296,900	274,100	251,200
	ムンバイ	770,000	683,900	615,400	542,500	474,000	419,800	374,100	342,600	319,800	296,900	274,100	251,200
	ラジャスタン	700,000	641,900	578,200	510,200	446,500	395,500	353,100	323,200	302,000	280,800	259,500	233,300
	ジャカルタ	670,000	606,700	543,000	476,700	413,000	365,300	322,900	296,400	275,200	254,000	232,700	211,500
	スラバヤ	670,000	606,700	543,000	476,700	413,000	365,300	322,900	296,400	275,200	254,000	232,700	211,500
	メダン	670,000	606,700	543,000	476,700	413,000	365,300	322,900	296,400	275,200	254,000	232,700	211,500
	ホーチミン	770,000	707,800	636,500	560,900	489,600	433,600	386,000	353,600	329,900	306,100	282,300	258,600
	バンコック	580,000	528,100	467,100	406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
	済州	680,000	612,000	541,400	470,800	402,200	353,100	306,000	282,500	258,900	235,400	211,900	188,300
	釜山	700,000	612,000	541,400	470,800	402,200	353,100	306,000	282,500	258,900	235,400	211,900	188,300
	広州	750,000	658,900	586,200	512,100	439,400	388,200	339,800	312,700	288,500	264,300	240,000	215,800
	上海	750,000	658,900	586,200	512,100	439,400	388,200	339,800	312,700	288,500	264,300	240,000	215,800
	香港	810,000	719,900	647,200	570,200	497,500	440,500	392,100	359,200	335,000	310,800	286,500	262,300
	香港	850,000	720,100	637,000	553,900	470,800	415,400	360,000	332,300	304,600	277,000	249,300	221,600
	カラチ	760,000	676,600	612,900	543,300	479,600	425,200	382,800	349,600	328,400	307,200	285,900	264,700
	マニラ	640,000	582,700	521,700	458,200	397,300	351,500	310,800	285,300	265,000	244,700	224,400	204,100
	コタ・キナバル	610,000	556,900	495,900	433,600	372,700	329,400	288,700	265,600	245,300	225,000	204,700	184,400
	ベナン	580,000	528,100	467,100	406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
北米	アトランタ	690,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
	アトランタ	760,000	690,000	610,400	530,800	451,200	398,100	345,000	318,500	291,900	265,400	238,900	212,300
	カンザス・シティ	690,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
	サン・フランシスコ	690,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
	シアトル	690,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
	シカゴ	690,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
	デトロイト	660,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
	デンヴァー	660,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
	ニュー・オルリンズ	690,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
	ニュー・ヨーク	860,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
ヨーロッパ	ハガッニヤ	760,000	690,000	610,400	530,800	451,200	398,100	345,000	318,500	291,900	265,400	238,900	212,300
ヨーロッパ	ヒューストン	690,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
ヨーロッパ	ポートランド	660,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600

中南米	ボストン	760,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
	ホノルル	760,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
	マイアミ	660,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
	ロス・アンジェル	690,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
	サンフランシスコ	650,000	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
	エドモントン	630,000	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
	トロント	650,000	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
	モントリオール	630,000	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
	クリチバ	720,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
	サン・パウロ	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
欧州	ベルリン	780,000	708,600	633,200	555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
	ポルト・アレグレ	720,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
	マナオス	810,000	743,800	668,400	588,600	513,100	454,300	404,000	370,300	345,100	320,000	294,800	269,600
	リオ・デ・ジャネイロ	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
	レジオエ	750,000	682,800	607,400	530,500	455,000	402,000	351,700	323,800	298,600	273,500	248,300	223,100
	リマ	850,000	779,800	700,200	616,300	536,700	475,100	422,000	386,900	360,300	333,300	307,300	280,700
	ミラノ	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
	ジュネーヴ	730,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
	バルセロナ	720,000	630,100	557,400	484,700	412,000	363,500	315,100	290,800	266,600	242,400	218,100	193,900
	ラス・パルマス	700,000	630,100	557,400	484,700	412,000	363,500	315,100	290,800	266,600	242,400	218,100	193,900
その他	デューセルドルフ	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
	ハンブルグ	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
	フランクフルト	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
	ミュンヘン	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
	ストラスブール	730,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
	パリ	730,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
	テルセイレ	730,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
	エディンバラ	870,000	786,100	695,400	604,700	514,000	453,500	393,100	362,800	332,600	302,400	272,100	241,900
	ロンドン	870,000	786,100	695,400	604,700	514,000	453,500	393,100	362,800	332,600	302,400	272,100	241,900
	ウラジオストク	960,000	856,700	772,200	681,800	597,300	529,100	472,800	432,700	404,600	376,400	348,200	320,100
その他	サンクト・ペテルブルグ	890,000	786,800	702,300	615,200	530,700	469,200	412,900	379,500	351,400	323,200	295,000	266,900
	ハバロフスク	940,000	856,700	772,200	681,800	597,300	529,100	472,800	432,700	404,600	376,400	348,200	320,100
	ユジノ・サハリンスク	940,000	856,700	772,200	681,800	597,300	529,100	472,800	432,700	404,600	376,400	348,200	320,100
	ミラノ	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
	ジュネーヴ	730,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
	バルセロナ	720,000	630,100	557,400	484,700	412,000	363,500	315,100	290,800	266,600	242,400	218,100	193,900
	ラス・パルマス	700,000	630,100	557,400	484,700	412,000	363,500	315,100	290,800	266,600	242,400	218,100	193,900
	デューセルドルフ	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
	ハンブルグ	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
	フランクフルト	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200

大洋州	シドニー	650,000	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
	パース	630,000	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
	アリスベジ	650,000	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
	メルボルン	650,000	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
	オークランド	600,000	540,000	477,700	415,400	353,100	311,600	270,000	249,200	228,500	207,700	186,900	166,200
	ポート・モレスビー	780,000	721,400	655,600	582,600	516,800	458,600	414,700	378,400	356,500	334,600	312,600	290,700
中近東	ドバイ	790,000	712,900	633,900	553,600	474,700	419,400	366,700	337,600	311,300	285,000	258,700	232,400
	ジェッタ	840,000	766,600	682,500	612,500	538,400	477,100	427,700	391,100	366,400	341,800	317,100	292,400
	イスตันบูล	730,000	664,900	591,500	516,700	443,300	391,700	342,700	315,500	291,000	266,600	242,100	217,600

三 政府代表部

地 域	所 在 国	号 別													
		大 使 公 使 特 号 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号 10 号 11 号													
北米	ニュー・ヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	960,000 円	780,000 円	710,900 円	660,100 円	584,000 円	507,800 円	431,600 円	380,900 円	330,100 円	304,700 円	279,300 円	253,900 円	228,500 円	203,100 円
		700,000	670,000	613,900	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
欧州	ウイーン (在ウイーン国際機関) ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) ブラスセル (欧州連合)	920,000	840,000	762,600	708,100	626,400	544,700	463,000	408,500	354,100	326,800	299,600	272,400	245,100	217,900
		1,010,000	780,000	710,900	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
		860,000	780,000	710,900	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
		960,000	780,000	710,900	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
		920,000	750,000	685,000	636,100	562,700	489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	269,100	244,700	220,200	195,700

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

号	別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号
手 当	額	782,700	670,700	738,700	716,700	694,700	672,700	650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700
16 号	17 号	18 号	19 号	20 号	21 号	22 号	23 号	24 号	25 号	26 号	27 号					
452,700	430,700	408,700	386,700	364,700	342,700	320,700	298,700	276,700	254,700	232,700	210,700					

附 則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館として在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館を新設し、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の新設等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 在ナイジェリア日本国大使館の位置の地名を「ラゴス」から「アブジャ」に改めること。

2 在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館（実館）を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

3 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別 項 症	第一項症の年金額に四、〇〇六、一〇〇円以内の額を加えた額
第一 項 症	五、七二三、〇〇〇円
第二 項 症	四、七六九、〇〇〇円

勤基本手当の基準額を改定すること。

4 研修員手当の手当額を改定すること。

5 この法律は平成十二年四月一日から施行すること。ただし、在ナイジェリア日本国大使館及び在ユジノ・サハリンスク日本国総領事館に関する規定は、政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十二年度一般会計予算外務省所管のなかに、四千五十二万円が計上されている。

平成十二年三月二十四日

外務委員長 井奥 貞雄
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成十二年二月十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

第三項症	三、九二七、〇〇〇円
第四項症	三、一〇八、〇〇〇円
第五項症	二、五一四、〇〇〇円
第六項症	二、〇三三、〇〇〇円
第一款症	一、八五三、〇〇〇円
第二款症	一、六八六、〇〇〇円
第三款症	一、三五二、〇〇〇円
第四款症	一、〇八九、〇〇〇円
第五款症	九六一、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
第一款症	六、〇八八、〇〇〇円
第二款症	五、〇五〇、〇〇〇円
第三款症	四、三三二、〇〇〇円
第四款症	三、五五九、〇〇〇円
第五款症	二、八五五、〇〇〇円

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年 金 額
特別 項 症	第一項症の年金額に三、〇五四、一〇〇円以内の額を加えた額
第一 項 症	四、三六三、〇〇〇円
第二 項 症	三、六三九、〇〇〇円
第三 項 症	三、〇〇七、五〇〇円
第四 項 症	二、三八三、九〇〇円
第五 項 症	一、九三八、七〇〇円
第六 項 症	一、五七一、一〇〇円
第一款症	一、四二八、二〇〇円
第二款症	一、二九九、八〇〇円
第三款症	一、〇四五、一〇〇円

第四款症	八四四、六〇〇円
第五款症	七四三、〇〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	四、六四〇、九〇〇円
第二款症	三、八五〇、八〇〇円
第三款症	三、三〇一、五〇〇円
第四款症	二、七二三、四〇〇円
第五款症	二、一七七、一〇〇円

第二十六條第一項中「百九十四万八千七百円」を「百九十五万六千二百円」に改める。

第二十七條第二項中「百九十四万八千七百円」を「百九十五万六千二百円」に、「百五十四万六千七百円」を「百五十五万三千二百円」に改め、同条第三項の表中「四八八、四一〇円」を「四九三、四一〇円」に、「三八九、三一〇円」を「三九三、五一〇円」に、「二七〇、三二〇円」を「二七三、七一〇円」に改める。

附則
この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 障害年金、遺族年金等の額を、平成十二年四月分からのとおり引き上げること。

(一) 障害年金(第五項症の場合)

区 分	現 行	改 正 後
公 務 傷 病 病	二、五〇八、〇〇〇円	二、五一四、〇〇〇円
勤 務 関 連 傷 病 病	一、九三三、九〇〇円	一、九三八、七〇〇円

(二) 遺族年金及び遺族給与金

区 分	現 行	改 正 後
公 務 死	一、九四八、七〇〇円	一、九五六、二〇〇円
勤 務 関 連 死	一、五四六、七〇〇円	一、五五三、二〇〇円
公 務(重症)	一、五四六、七〇〇円	一、五五三、二〇〇円
平病死	四八八、四一〇円	四九三、四一〇円
公務(軽症)及び勤務関連(重症)	三八九、三一〇円	三九三、五一〇円
勤務関連(軽症)	三八九、三一〇円	三九三、五一〇円
公務傷病併発	三八九、三一〇円	三九三、五一〇円
併発症	二七〇、三二〇円	二七三、七一〇円
勤務関連傷病併発	二七〇、三二〇円	二七三、七一〇円

2 施行期日

この法律は、平成十二年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げることが、時宜に適合するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるための経費として平成十二年度一般会計予算(厚生省所管)において、約二億円が計上されている。

平成十二年三月二十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 厚生委員長 江口 一雄

平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

右 国会に提出する。

平成十二年二月十日

内閣総理大臣 小 淵 恵三

平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

平成十二年四月から平成十三年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数(総務庁において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する平成十一年の年平均の物価指数の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く)の額

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年国民年金等改正法」という)附則第三十二條第一項に規定する年金たる給付の額

国民年金法第十六條の二

昭和六十一年国民年金等改正法附則第三十二條第三項において準用する国民年金法第十六條の二

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八條第一項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八條第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第四項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七條第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条
児童扶養手当法(昭和三十三年法律第二十三号)による児童扶養手当の額	児童扶養手当法第五條の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六條において準用する児童扶養手当法第五條の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六條において準用する児童扶養手当法第五條の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六條において準用する児童扶養手当法第五條の二
昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第一項の規定による福祉手当の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七條第二項において準用する児童扶養手当法第五條の二
原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第二十九條
国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二條の二
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)以下昭和六十年地方公務員共済組合法(昭和六十一年法律第百五号)以下昭和六十年地方公務員共済組合法による年金である給付の額	昭和六十年地方公務員共済組合法第七十四條の二
地方公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)による年金である給付の額	昭和六十年地方公務員共済組合法第七十四條の二
私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第七十二條の二

私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定により昭和六十一年国家公務員共済組合法第五十條第一項の規定の例によることとされる私立学校教職員共済組合法等の規定を改正する法律(昭和六十一年法律第百五号)第一條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金(平成十五年四月一日以後に生まれた者が受ける権利を有する通算退職年金を除く)の額

農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)による年金である給付の額

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第百五号)以下昭和六十一年農林漁業団体職員共済組合法(昭和六十一年法律第百五号)第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)による年金たる給付の額

農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十号)以下平成二年農業者年金改正法(平成二年法律第二十号)以下平成二年農業者年金改正法(平成二年法律第二十号)第一項に規定する年金給付の額

農業者年金基金法による年金給付について、平成十一年の年平均の消費者物価指数に対する平成十一年の年平均の消費者物価指数の比率を基準とする額の改定の措置を講じないこととするものである。

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

理由

現下の社会経済情勢にかんがみ、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動にに応じた改定の措置を講じないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十二年度において特例として、国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等、原子爆弾被害者に対する医療特別手当等、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付並びに

二 議案の可決理由

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十二年度において特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動にに応じた改定の措置を講じないことは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成十二年度において国庫負担額で約百五十五億円と見込まれて右報告する。

平成十二年三月二十四日

厚生委員長 江口 一雄

衆議院議長 伊藤 一郎殿

平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案及び同報告書

平成十二年三月二十四日 衆議院會議録第十五号 平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案及び同報告書

平成十二年三月二十四日 衆議院會議録第十五号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 二番四号 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 一〇五円